

令和 8 年度宮城県防災指導員養成講習開催要項

1 宮城県防災指導員とは

「宮城県防災指導員」は、宮城県震災対策推進条例第 8 条で定める「地域及び事業所における震災対策に関する活動の中心的な役割を担う者」（地域防災リーダー）であり、それぞれの立場において防災活動を推進する「共助の担い手」です。養成講習を修了した者を防災指導員に認定します。

また、登米市の防災指導員は、令和 8 年 3 月末現在の市内自主防災組織 301 組織中、285 組織に認定された防災指導員が所属し、延べ 725 人の方が活動しています。認定された防災指導員の方には、養成講習で習得した知識を地域で行う防災訓練などで発揮して、地域の防災・減災対策を推進していただくことを期待するものです。

2 開催日時 令和 8 年 10 月 17 日（土） 午前 9 時から午後 5 時まで

3 会 場 登米市消防防災センター（登米市消防本部）3 階 大会議室
（駐車場は、登米祝祭劇場(水の里ホール・Abebisou)駐車場を使用してください。）

4 募集人数 50～60 名程度（応募多数の場合は、参加者を調整させていただきます。）

5 講習内容及び日程

時 間	講 習 内 容
8:30～9:00	受付
9:00～9:10	開会及びオリエンテーション
9:10～12:00 (講義の間に 10 分間の休憩)	地震・津波及び風水害等に関する基礎知識
	地震・津波及び風水害等に備える防災対策
	自主防災組織の役割と活性化の方法
12:00～13:00	昼食休憩
13:00～13:50	演習（災害図上訓練（DIG））その 1
14:00～14:50	演習（災害図上訓練（DIG））その 2
15:00～15:50	演習（避難所運営ゲーム（HUG））その 1
16:00～16:50	演習（避難所運営ゲーム（HUG））その 2
16:50～17:00	閉会（認定証・腕章の交付、アンケート回収）

（※進行状況により、休憩時間等の変更がありますのでご了承ください。）

6 テキスト代 1,000 円（受付時に徴収します。）

7 申込方法

別記様式 1 「宮城県防災指導員養成講習申込書」に必要事項を記入の上、令和 8 年 9 月 7 日（月）までに各総合支所市民課地域振興係または防災危機対策室（ファックス 0220-22-3328）へご提出ください。

8 防災指導員の認定

養成講習を修了すると、「宮城県防災指導員認定証」が交付され、宮城県防災指導員として認定されます。

なお、防災指導員の認定を受けるには、すべての講習項目を受講する必要があるため、遅刻や途中退席した場合は認定が受けられませんのでご注意ください。

9 防災指導員の登録

防災指導員として認定を受けた方は、宮城県防災指導員登録名簿に登載されます。登録される個人に関する情報については、個人情報保護法及び個人情報保護条例に基づき、宮城県において適正に管理されます。

10 その他

- 1) 昼食は、各自でご準備ください。また、講習会場での食事はできませんのでご了承ください。
- 2) テキスト代は、当日受付で領収します。
- 3) 講習日当日、発熱または体調不良の方は受講を控えていただきます。